

(別紙：今回の審査請求の概要)

No	処 分 庁	審査請求人	申請年月日及び申請理由	原処分年月日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備 考
1	鹿児島県知事	鹿児島県出水市在住 42歳の男性	平. 13. 9. 14 小学校入学頃から手足のしびれ、歩行遅く2～3才に歩き始めた。現在も頭重感、からす曲り、脱力感等続いている	平. 14. 9. 26 (平. 14. 11. 25) (平. 15. 2. 6)	平. 15. 3. 6	水俣病認定	棄却 請求人については、医学的検査の結果、眼球運動及び難聴以外の検査は正常と判定され、眼球運動の異常及び軽度の難聴についても必ずしも水俣病によるものとは言い難く、他に請求人が小児水俣病を含む水俣病に罹患していることを示す資料は見当たらない	審査請求人は、昭和41年8月出水市で出生 平成8～9年まで鹿児島県出水郡(当時)に居住 同9年以降、出水市内に居住 (No. 2に記載の請求人の次男)
2	同上	鹿児島県出水市在住 67歳の女性	平. 13. 9. 14 昭和32年頃から手足のしびれ、頭重感、脱力感、からす曲り等の症状がある	平. 14. 9. 26 (平. 14. 11. 25) (平. 15. 2. 6)	平. 15. 3. 6	水俣病認定	棄却 請求人については、医学的検査の結果、嗅覚の両側低下及び表在感覚の四肢末梢での低下がそれぞれ認められ、特に後者については水俣病の症候である可能性があるものの、滑動性運動の異常な波形や、右耳に中程度、左耳に高度の左右差のある難聴については、これらの所見が必ずしも水俣病によるものとは認め難い	審査請求人は、昭和16年11月鹿児島県出水郡(当時)で出生 同32～34年まで岐阜県内に居住 同34年以降、出水市内に居住 (No. 1に記載の請求人の母)